

**令和 7 年度宮崎県外国人材受入・定着支援センター設置・運営等業務委託
企画提案競技（プロポーザル方式）実施要領**

令和 7 年 4 月 23 日
宮崎県産業政策課

1 目的

この要領は、令和 7 年度宮崎県外国人材受入・定着支援センター設置・運営等業務の委託に係る受託候補者を選定するために、必要な事項を定めるものである。

2 委託の内容

令和 7 年度宮崎県外国人材受入・定着支援センター設置・運営等業務委託仕様書（以下、「委託仕様書」という。）による。

3 契約上限額

29,446,000 円（消費税及び地方消費税を含む。）

なお、委託料は、業務完了検査に合格した後、精算払により支払うこととするが、県が業務の円滑な遂行を図るために必要と認める場合には、概算払も可とする。

4 委託期間

契約締結の日から令和 8 年 3 月 31 日（火）まで

5 参加資格要件

企画提案に参加できる者は、次の全ての要件を満たすものとする。

- （1）地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4（一般競争入札の参加者の資格）の規定に該当しない者であること。
- （2）政治活動及び宗教活動を事業目的としない者。
- （3）会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立て又は破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者。ただし、会社更生法に基づく更生手続開始又は民事再生法に基づく再生手続開始の決定を受けている者は、申立てがなされていない者と見なす。
- （4）県税（個人県民税及び地方消費税を除く。）に未納がないこと。
- （5）この公告の日から委託候補者を選定するまでの間に、宮崎県から入札参加資格停止の措置を受けていない者。
- （6）宮崎県暴力団排除条例（平成 23 年宮崎県条例第 18 号）第 2 条第 1 号に規定する暴力団又は代表者及び役員が同条第 4 号に規定する暴力団関係者でない者。
- （7）地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 321 条の 4 及び各市町村の条例の規定により、個人住民税の特別徴収義務者とされている法人にあっては、従業員等（宮崎県内に居住しているものに限る。）の個人住民税について特別徴収を実施している者又は特別徴収を開始することを誓約した者。

6 企画提案競技実施の公示方法

県庁ホームページにより公示

7 スケジュール

- | | |
|----------------------|---------------------|
| (1) 公告 | 令和7年4月23日(水) |
| (2) 事前説明会参加申込書の提出締切 | 令和7年4月30日(水) 午後5時まで |
| (3) 事前説明会(オンライン) | 令和7年5月2日(金) 午前10時から |
| (4) 質問等の締切 | 令和7年5月9日(金) 午後5時まで |
| (5) 企画提案競技参加申込書の提出締切 | 令和7年5月12日(月) 午後5時まで |
| (6) 企画提案書の提出締切 | 令和7年5月16日(金) 午後5時まで |
| (7) プレゼンテーション | 令和7年5月23日(金) |
| (8) 審査結果の通知 | 令和7年5月末予定 |

8 企画提案競技の方法

(1) 事前説明会の開催

日時：令和7年5月2日(金) 午前10時から

場所：オンラインシステムを利用して実施する。

事前説明会に参加を希望する者は、事前説明会参加申込書(別紙1)を提出すること。なお、説明会への参加は企画提案競技参加の必須条件ではない。

① 提出先

下記12参照

② 提出期限

令和7年4月30日(水) 午後5時まで

③ 提出方法

電子メール又はファックス(提出確認のため、送信後は担当者へ連絡すること。)

④ その他

参加申込みをした者に対しては、開催日前日までに事前説明会の詳細を通知する。

(2) 企画提案競技参加申込み

企画提案競技に参加を希望する者は、企画提案競技参加申込書(別紙2)を提出すること。

① 提出先

下記12参照

② 提出期限

令和7年5月12日(月) 午後5時まで

③ 提出方法

電子メール又はファックス(提出確認のため、送信後は担当者へ連絡すること。)

(3) 企画提案書の提出

① 企画提案書の内容

本実施要領2「委託の内容」を参照の上、提案すること。

② 提出書類

ア 令和7年度宮崎県外国人材受入・定着支援センター設置・運営等業務委託企画提案書（別紙3）〔1部〕

イ 企画書〔6部〕

- ・ 審査基準書（別添）の項目の順に従って作成すること。
- ・ 書式はA4判（一部A3判を折り曲げて可）とし、ページ番号を挿入すること。
- ・ 提案する企画案は、提案者1者につき1提案のみ受け付けるものとし、提出後の書き換え、引き替え及び撤回は認めないものとする。また、提出された書類は返還しないものとする。

ウ 見積書及び見積明細書〔6部（原本1部、コピー5部）〕

- ・ 内訳は、税抜き表示を基本とする。また、数量、単価等の積算根拠についても明らかにすること。
- ・ 見積金額の表示は、税抜金額、消費税及び地方消費税額、合計額を記載すること。
- ・ 宛名は「宮崎県知事 河野俊嗣」とすること。

エ 業務スケジュール〔6部〕

オ 会社概要〔6部〕

- ・ 既存のもので可。

カ 業務実績〔6部〕

- ・ 過去3年以内の地方公共団体との契約実績及び業務内容がわかる資料を提出すること。

③ 提出先

下記12参照

④ 提出期限

令和7年5月16日（金）午後5時まで（必着）

⑤ 提出方法

持参又は郵便（郵送の場合は、書留郵便又はそれと同等の手段に限る。）

⑥ 留意事項

- ・ 提出書類に不足がある場合は、採択の対象としない。

（4）プレゼンテーション

日時：令和7年5月23日（金）

場所：県庁本館3階 総合政策部会議室

実施方法：参加者によるプレゼンテーション方式

ア 現地又はオンラインによるプレゼンテーション審査とする。

※企画提案競技参加申込書に希望する審査方法を記載すること。

イ プレゼンテーションは、1社当たり、説明20分、質疑応答10分の計30分以内とする。

ウ プレゼンテーションに参加する人数は、1提案者当たり、主たる説明者1名、それを補助する者2名以内の合計3名以内とする。

なお、主たる説明者は、本業務を主で担当する者とする。

エ 企画提案競技参加者の審査順は、企画提案書の受付順とし、発表時間は事前に通知する。

留意事項：①オンラインによる審査を希望する場合は、提案者が「Zoom」、「Teams」又は「Skype」いずれかのウェブ会議ツールを準備し、必要に応じて前日までに接続テストを行うこととする。

②審査当日に、ウェブ会議ツールが何らかの原因で使用できず、審査が困難となった場合、別途日時を指定して実施する。

③来庁して対面による審査を希望する場合、県で、モニター又はプロジェクター及びスクリーンを各1台準備するが、パソコン（付属するケーブル類を含む。）やインターネット回線については、提案者が準備すること。

（５）質問等

企画提案競技及び委託仕様についての質問は、企画提案競技質問書（別紙４）を提出すること。

① 提出先

下記 12 参照

② 提出期限

令和 7 年 5 月 9 日（金）午後 5 時まで

③ 提出方法

電子メール又はファックス（提出確認のため、送信後は担当者へ連絡すること。）

④ 問合せの内容及び回答

軽微なものを除き、質問者に電子メール又はファックスで回答するほか、県ホームページで公表する。

（６）審査項目

審査基準書により総合的に審査の上、評価を行う。

（７）選定方法

複数の審査委員において、提案内容を総合的に審査し、最も優れた企画を提案した 1 者を受託候補者として選定する。

（８）審査結果の通知

令和 7 年 5 月末以降に、採択・不採択にかかわらず書面で通知する。なお、提案者は、通知日から 7 日以内（土・日・祝日を除く）に、自己の審査結果について情報提供を求めることができる。

（９）当手続中に、次のいずれかに該当することとなった場合は、当該参加者の参加資格を欠格とする。

① 当該手続の参加資格を満たさなくなったとき

② 提案書を期限までに提出しないとき

③ 提案書の内容が、公示した仕様又は条件に明らかに適応しないとき

④ 虚偽記載、その他不正な行為があったと認められるとき

⑤ 提案の内容が契約上限額を超えているとき

⑥ ①から⑤までに掲げるもののほか、当該手続に関する条件に違反したとき

(10) (9) に基づき欠格とする者があるときは、当該参加者に書面で通知するものとする。

9 契約の方法

- (1) 受託候補者と県は、採択された企画提案書の内容に基づき、その業務内容の詳細、業務遂行に必要な具体的な条件等の協議を行った上で、受託候補者から見積書を徴取し、契約上限額の範囲内であることを確認して、宮崎県財務規則（昭和 39 年宮崎県規則第 2 号）に定める随意契約の手続により、契約書を取り交わすものとする。
- (2) 契約に係る業務委託仕様書は契約の相手方が提出した企画提案書等をもとに作成するが、本業務の目的達成のために必要と認められる場合には、県と契約の相手方との協議により、提案内容を一部変更した上で業務委託仕様書を作成することがある。
- (3) 受託候補者との協議が調わず、契約の見込みがないときは、次点の提案者と契約に向けた協議を行い、前項に準じて契約を行う。

10 契約保証金

契約の相手方は、契約保証金として契約額の 100 分の 10 以上の額を、契約締結前に納付しなければならない。ただし、宮崎県財務規則第 101 条第 2 項の各号のいずれかに該当する場合は契約保証金の全部又は一部の納付を免除することがある。

11 その他

- (1) この業務に関する制作物の著作権及び複製権は全て宮崎県に帰属するものとする。
- (2) 企画提案に関する一切の費用は、各社負担とする。
- (3) 委託料の支払方法は、精算払とするが、県が業務の円滑な遂行を図るために必要と認める場合には、概算払も可とする。
- (4) 提出された資料は、返却しない。

12 担当課（書類の提出先及び問い合わせ先）

宮崎県 総合政策部 産業政策課 産業企画・外国人材担当（担当：稲田）

所在地 〒880-8501 宮崎市橘通東2丁目10番1号

電話 0985-26-7967（直通）

FAX 0985-26-0047

E-mail sangyoseisaku@pref.miyazaki.lg.jp